

国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画
[第4版]

令和8年1月16日

国土交通省 防災・減災対策本部

目 次

第1章 対策計画の位置づけ等	1
1－1 南海トラフ巨大地震が発生した場合の国家的危機	1
1－2 対策計画の意義・位置づけ	1
1－3 対象とする地震	6
第2章 南海トラフ巨大地震(M9クラス)が発生した場合に想定される事態	7
2－1 強い揺れや巨大な津波の発生	7
(1)強い揺れ	7
(2)液状化・地盤沈下	7
(3)短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波	7
2－2 深刻な事態	7
(1)短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波	8
(2)地震や津波による多数の鉄道や航空機等の事故	8
(3)広域的に甚大な被害が発生するとともに、通信・情報が途絶する地域が発生するこ とで、被災地の情報収集が困難な状況の発生	8
(4)救援・救助を必要とする被災地が広範囲にわたり多数発生	9
(5)二次災害の発生と被害の拡大	10
(6)数千万人の被災者・避難者や被災地方公共団体の発生	10
(7)被害の長期化による我が国の経済・産業活動への甚大な影響の発生	11
(8)先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大きな揺れ・津波 が発生	12
第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画	13
3－1 初動体制の立ち上げ	13
(1)活動可能な体制の構築	13
(2)応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し	15

(3) 南海トラフ地震臨時情報への対応	16
3-2 避難支援(住民等の安全確保)	16
(1) 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	16
(2) 水門等の確実な操作等	19
(3) 避難者の受け入れ	19
3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保	21
(1) 列車や航空機等の安全確保	21
(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	22
(3) エレベーター内の閉じ込めへの対応	24
3-4 被災状況等の把握	25
(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	25
(2) 全国からのTEC-FORCE派遣	26
(3) 住民や事業者等からの情報収集	27
(4) 被災情報等の統合災害情報システム(DiMAPS)への集約と共有	28
3-5 被災者の救命・救助	29
(1) 沿岸域における被災者の捜索救助活動	29
(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	30
(3) 陸海空の総合啓開	31
(4) 救命・救助活動の支援	33
(5) 孤立集落等への対応支援	34
3-6 被害の拡大防止・軽減	35
(1) 複合災害への対応	35
(2) コンビナート火災・油流出等への対応	37
(3) 優先順位に基づく施設の応急復旧	38
(4) 非常災害時における国による港湾の管理等	39
(5) 被災建築物等応急危険度判定活動	40
(6) 災害対策用機械の大規模派遣	40
3-7 施設等の復旧、被災地域の復興	41

(1)施設等の復旧	41
(2)迅速な復旧に向けた取組	42
(3)迅速な復興に向けた支援	44
3-8 被災者・避難者の生活支援	45
(1)避難者に必要な物資の広域輸送	45
(2)避難場所の拡大	47
(3)飲料水の確保、支援	47
(4)生活用水と衛生環境の確保	47
(5)被災者向け住宅等の供給体制の整備	48
3-9 被災した地方公共団体支援	49
(1)リエゾンの派遣	49
(2)情報通信機材等の派遣	50
第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策	51
4-1 強い揺れへの備え	51
(1)住宅、建築物、宅地の耐震化等	51
(2)公共施設の耐震化等	52
(3)地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	53
(4)火災対策	54
(5)土砂災害対策	55
4-2 巨大な津波への備え	55
(1)避難路・避難場所の確保等	55
(2)津波防災地域づくりの推進	57
(3)津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	58
(4)津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	58
(5)災害対応体制の充実強化	59
(6)被災想定地域における土地境界の明確化の推進	59
4-3 防災力強化に向けた日頃からの備え	59

(1) 防災訓練	59
(2) 防災教育の推進	60
(3) 防災広報の充実・強化	60
(4) 担い手の確保・育成	61

《付表》

南海トラフ巨大地震対策計画における社会資本整備重点計画

及び現在の水準を示す指標…63

第1章 対策計画の位置づけ等

1－1 南海トラフ巨大地震が発生した場合の国家的危機

- 南海トラフ沿いの地域については、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価においては、この地域におけるマグニチュード（以下「M」という。）8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は60～90%程度以上※（令和7年1月1日現在）とされているところである。

※地震調査研究推進本部の資料において、別の計算方法では、発生確率 20～50%とされている

- 南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、一度発生すれば、西日本を中心に超広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、サプライチェーン寸断に伴う日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。

1－2 対策計画の意義・位置づけ

- 南海トラフ地震については、中央防災会議において南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下、基本計画）として、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本の方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を目的に平成26年3月に策定され、防災対策を進めてきたところである。
- 令和6年3月に基本計画の策定から 10 年が経過することを踏まえ、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討され、令和 7 年 3 月に新たな被害想定・被害様相、今後取り組むべき南海トラフ巨大地震対策の基本方針、具体的に実施すべき対策、今後検討すべき主

な課題がとりまとめられた「南海トラフ巨大地震対策について(報告書)」が公表され、また同報告書等を踏まえた基本計画が令和7年7月に改定されたところである。

- 本計画は、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、多くの社会資本の整備・管理や交通政策、海上における人命・財産の保護等を所管し、また全国に多数の地方支分部局を持つ国土交通省として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、国土交通省の総力を挙げて取り組むべきアリティのある対策をまとめるものであり、基本計画の実施の推進のために、災害対策基本法第36条に基づく「国土交通省防災業務計画」の一部として定めたものである。また、本計画の一部は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」として作成したものである。
- また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)において、国の計画は、国土強靭化に関する部分は国土強靭化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靭化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靭化に関する基本目標を踏まえ、作成するものである。
- 各地方ブロックにおいては、各地方支分部局が協力し、本計画を基本としつつ、地域の実情や被害想定等を十分に踏まえた上で、関係機関等とも連携しつつ、より具体的かつ実践的な地域対策計画を早急に策定および改定するものとする。
- 各地方支分部局は、地域対策計画等に基づき、関係機関等と連携して広域的な防災訓練を実施するとともに、その結果顕在化した課題を踏まえ、地域対策計画を逐次改善していくこととする。
- 南海トラフ巨大地震が発生した際の国土交通省の応急活動計画や戦略的に推進すべき対策等について、住民や民間事業者等の理解や意識が深まるよう、対策計画等を広く周知する。
- 国土交通省として、基本計画等も踏まえ、南海トラフ地震に備えるための施策を強力に推進することとし、取り組むべき対策は、「応急活動計画」と「戦略的に推進する対策」の2本立てとする。なお、具体的な施策については、第3章・第4章にそれぞれ示すものとする。

①南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画

- ・ 地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。

②南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

- ・ 巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

○ また、令和7年7月に改定された基本計画の主な変更点についての、国土交通分野の対応関係については、下記の通りである。

①「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化

基本計画では、南海トラフ地震に係る被害想定で極めて厳しい事態が想定される一方で、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがある中、国民の生命を守り抜くためには、津波や建物倒壊等による直接死を減らす「命を守る」対策とともに、直接死を免れた被災者の命が災害関連死によって失われることを防ぐための「命をつなぐ」対策について、重点的に取組を進める必要があることが示されている。

そのため、本計画においても、応急活動計画・戦略的に推進する対策の双方において、「命を守る」「命をつなぐ」観点を踏まえて、重点的に対策に取り組むこととする。具体的には、「命を守る」対策として、被害の絶対量を軽減するための住宅の耐震化、海岸堤防の整備、ライフライン・インフラの強靭化、住民等の津波避難に資する情報の周知、被災者の救命・救助に資する迅速な緊急排水のための計画策定、緊急車両の通行確保のための道路啓開計画策定及び実効性の向上等に取り組んでいく。また、「命をつなぐ」対策として、ライフライン・インフラの早期復旧に向けた体制強化、TEC-FORCE の体制強化等を進めていく。

②災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援

基本計画においては、「場所(避難所)の支援」から「人(避難者)の支援」へ考え方を転換し、発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制確立、在宅避難・広域避難の推進等が掲げられている。

国土交通省としても、避難者に必要な物資の円滑な広域輸送の促進、都市公園等の避難場所としての活用、飲料水の確保・支援、生活用水と衛生環境の確保、被災者向け住宅等の供給体制の整備等を通じて、避難者の生活環境の向上に取り組んでいく。

なお、被災者支援等への備えを進めるに当たっては、身の回りにある物やサービスを、日常時・非常時ともに役立てる「フェーズフリー」の観点も踏まえ、平時から計画的に災害時への備えを進める必要がある。

また、「ジェンダー主流化」の観点も踏まえ、災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行うほか、女性隊員も含めた TEC-FORCE 隊員の活動環境改善のための、資機材の充実、トイレカーの導入等を行う。

③複数の災害等への同時対応(複合災害対策)

大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火等の他の災害・事象により、複合的な影響が生じ得ることが考えられる。

一方で、複合災害は、想定され得る条件が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応ができる限り円滑に行うことが基本である。このため、複合災害の検討に当たっては、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても、可能な範囲で考慮するものとする。

また、複合災害の発生に備えるための先発の自然災害発生後の応急対応の強化として、リモートセンシング(遠隔探査)技術も活用した先発の自然災害による被災エリア全体のリスクの把握、安全度評価手法を確立するとともに、先発の自然災害発生後の施設・地形の変状への応急対応の強化、複合災害に備える応急対応のオペレーション体制の構築、都道府県や市区町村への技術的支援等が必要である。

④総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化

基本計画においては、国、地方公共団体、事業者、NPO、ボランティア等の多様な主体の地域との連携・協力体制の構築や、平時における各主体間の連携関係の構築と訓練の実施が重要とされているところである。

国土交通省としても、国土交通省と多様な主体のそれぞれの強みを活かした連携による災害対応の円滑化・多角化・高度化を図るほか、国土交通省自身の体制強化、さらにはそれらを支える情報収集・共有・提供体制を強化することにより、国土交通分野全体での災害対応力の強化を図っていく必要がある。

具体的には、多様な主体との連携の推進として、道路啓開の実効性を高めるための関係者間の連携強化、エリア内における建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備による都市の防災性向上、地震発生後の大震等による二次災害防止のための気象防災アドバイザーと連携した自治体支援の拡充等に取り組んでいく。

また、国土交通省としての体制強化として、迅速に災害対応を行う体制確保のための組織の量的拡充・質の向上、災害時の被害軽減、早期復旧のための施設・設備・資機材の強化に取り組むほか、災害対応力を最大化するための情報収集・共有・提供体制の強化として、統合災害情報システム(DiMAPS)における被害情報等の集約・共有の半自動化等に取り組む。

⑤ 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

基本計画においては、各種防災対策の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施するものとし、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、必要に応じて基本計画の変更等を機動的に実施することとされている。

本対策計画で記載する施策についても、基本計画に位置付けた指標の進捗管理等を通じ、進捗・効果を定期的かつ継続的に把握していくこととする。

1－3 対象とする地震

- 本計画では、南海トラフ巨大地震(M9クラス)を想定しながら対策をとりまとめている。
- 施設整備等については、比較的発生頻度の高い地震(M8クラス)を前提とした対策が基本となるが、施設の重要性・目的等によっては、最大クラスの地震・津波等を念頭に置いた整備も必要である。

第2章 南海トラフ巨大地震（M9クラス）が発生した場合に想定される事態

本計画では中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが公表した「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」（令和7年3月）や東日本大震災及び平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震における知見等を基に、国土交通省として南海トラフ巨大地震の発生に伴う事態を出来る限り具体的に想定しつつ、対策の検討を行う。

2-1 強い揺れや巨大な津波の発生

（1）強い揺れ

- ・震度6弱から震度7の強い揺れが関東から九州までの太平洋側の広範囲で発生する。
- ・震源から離れた地域も含め、長周期地震動が発生する。

（2）液状化・地盤沈下

- ・強い揺れに伴い、沿岸部や河川沿いを中心に多数の液状化・地盤沈下が発生するとともに、地殻変動による広域的な地盤沈下も発生する。

（3）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波

- ・静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達する。
- ・福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達し、場所によっては30mを超える巨大な津波が襲来する。

2-2 深刻な事態

ここでは、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される特に深刻な事態について、具体的な箇所を挙げつつ整理する。また、地域対策計画においては、これらの事態について「何が起こるのか」をイメージできるよう、表現や図化の工夫も含めて、更に具体的な事態の想定を行うとともに、対応策を逐次検討する。

（1）短時間で襲来する津波、広範囲に襲来する巨大な津波

- ・駿河湾沿岸や紀伊半島沿岸等のようなトラフ軸近傍では、地震発生の数分後には5mを超える津波が襲来。また、関東から九州の太平洋沿岸にかけて、広範囲にわたる沿岸域に巨大な津波が発生し、地域によっては、30mを超える巨大な津波が襲来。例えば、静岡県静岡市では高さ11m、焼津市では高さ10m、和歌山県太地町においては高さ13m、串本町においては高さ18m、高知県土佐清水市や黒潮町においては高さ30mを超える巨大な津波が、地震発生後短時間で襲来。
- ・津波による死者は最大で約21.5万人、救助を要する人は最大で約8万人。例えば、和歌山県では、津波避難ビルが297棟存在するが、想定される死者は最大で約5.9万人。
- ・最大で死者約29.8万人、約225兆円の直接被害と約45兆円の生産・サービス低下の影響が出るものと想定。
- ・特に、高い建物や高台等が少ない平野部においては、津波からの避難が困難となる住民等が大量に発生。
- ・観光客等の外部からの来訪者については、避難場所、避難路を認識していないため、避難に支障。

（2）地震や津波による多数の鉄道や航空機等の事故

- ・地震発生時に走行中である東海道・山陽新幹線の乗客はピーク時約8万人、中京圏・近畿圏の在来線の乗客はピーク時約64万人。例えば、東海道本線は、東田子の浦～富士、蒲原～草薙、安倍川～西焼津、浜松～鷹津の区間で津波により被災し、不通。
- ・地震発生時に、長時間の閉鎖が想定される空港へ向かっており、目的地変更が必要となる航空機はピーク時約220機。
- ・中部国際空港、関西国際空港、高知空港、大分空港、宮崎空港で津波浸水が発生する。このうち、高知空港と宮崎空港では空港の半分以上が浸水。

（3）広域的に甚大な被害が発生するとともに、通信・情報が途絶する地域が

発生することで、被災地の情報収集が困難な状況の発生

- ・震度6弱以上の強い揺れが関東から九州までの太平洋側を中心に約893万haの範囲で発生する。例えば、近畿地方においては、218市町村において震度6弱以上の強い揺れが発生。
- ・また、関東から九州の太平洋沿岸にかけて、広範囲の沿岸域に巨大な津波が襲来し、浸水面積は約13. 2万ha、約470市区町村となる等、広域的に甚大な被害が発生。例えば、近畿地方では、66市区町村で浸水。
- ・地震の揺れや津波等により通信施設等に被害が発生した場合には、被災地域からの情報入手が困難。
- ・地域によっては、強い揺れや巨大な津波により壊滅的な被害を受けることで、地方公共団体の機能が喪失し、被災状況等の情報が入手不能。例えば、近畿地方では、浸水や密集市街地における家屋倒壊・火災、公共交通等の重大な事故、コンビナートにおける火災・油流出等、多様な被害が広域的に多数で発生。
- ・悪天候時、夜間時等においては、ヘリ等による緊急調査が困難となり、被災状況の把握に支障。

(4) 救援・救助を必要とする被災地が広範囲にわたり多数発生

- ・強い揺れによる建物倒壊等に伴う要救助者、巨大な津波による行方不明者やビルにおける孤立避難者等が、広範囲にわたり多数発生。
- ・強い揺れや巨大な津波による浸水等に伴い、道路では最大で約43, 000箇所が被災。例えば、九州地方では国道10号などで約5, 100箇所の被害が発生。
- ・鉄道施設は最大で約19, 000箇所で被災。特に東海道・山陽新幹線、東海・近畿・四国・九州の太平洋側沿岸在来線は、被災と点検のため不通。例えば、九州地方では、JR日豊本線等で約1, 700箇所の被害が発生。
- ・港湾では最大で約6, 000箇所で被災。特に名古屋港等では強い揺れや巨大な津波による港湾施設等の被災、引き続く津波や多数の海上漂流物、船舶及び臨海施設等からの油・危険物等の流出により、船舶の入出港が困難となり、海上輸送機能が寸断。例えば、四国地方の重要港湾では、最大

で約1,500箇所で被害が発生。

- ・空港については、中部国際空港、静岡空港等の空港で強い揺れや巨大な津波による浸水の発生により滑走路等の点検のため一時閉鎖となる。また津波被害が発生する高知空港、宮崎空港で、空港の半分以上が浸水し、滑走路が利用不可能となり閉鎖。
- ・上記のような交通網の寸断により、広範囲にわたる多数の被災地への救援・救助のための部隊の進出が難航。

(5) 二次災害の発生と被害の拡大

① 大規模・同時多発的な斜面崩壊の発生と多数の河道閉塞の形成

- ・強い揺れに伴い、例えば紀伊半島や四国など山間部を中心に大規模な斜面崩壊や地すべりが多数発生し、家屋等や道路、鉄道といった交通網が土砂に埋没、損壊。
- ・斜面崩壊や地すべりに伴い、多数の河道閉塞が形成され、決壊による土石流で下流域において氾濫被害が発生。

② 臨海部等におけるコンビナート火災等の発生

- ・三重県四日市市の伊勢湾沿岸や岡山県倉敷市の瀬戸内海沿岸等の臨海部のコンビナート施設においては、5施設未満で火災、最大で約50施設で流出が発生。
- ・コンビナート等の被災に伴い、臨海部や海域において大規模な火災が発生し、臨海部から内陸の都市部へ延焼・拡大。
- ・海域における火災及び油・危険物の流出が長期化する場合には、海上輸送機能が麻痺することで、短期的には被災地への応急活動・緊急物資輸送に支障が生じるとともに、長期的には我が国全体のサプライチェーンの分断等による経済活動に悪影響。

(6) 数千万人の被災者・避難者や被災地方公共団体の発生

- ・発災翌日には、約350万～610万人が避難所へ避難し、3日後以降においては、在宅者が食料等の不足や断水等により避難所へ移動し始め、避難

所の避難者数が増加し、支援物資の不足・滞留や生活環境が悪化。例えば、東海地方では、約260万人が避難所へ避難する状況において、物流の途絶により救援物資が不足。

- ・多数の地方公共団体において、庁舎損壊、人的損失、資機材流失等により、行政・防災・医療・避難施設等の機能を喪失し、被災者対応等に支障。

(7) 被害の長期化による我が国の経済・産業活動への甚大な影響の発生

① 交通網等の東西分断

- ・東名高速道路、国道1号、JR東海道本線及び情報通信網が集中する静岡市由比地区において、揺れによる地すべりが発生した場合には、これら交通等の大動脈が分断。
- ・こうした東西分断が発生した場合には、短期的には被災地への広域的な応急活動・緊急物資輸送に支障が生じるとともに、長期的には我が国全体のサプライチェーンの分断等による経済・産業活動への悪影響。

② 大都市圏のゼロメートル地帯における広範囲かつ長期の浸水

- ・強い揺れと巨大な津波による河川・海岸堤防等の崩壊・液状化・地盤沈下に伴い、濃尾平野等のゼロメートル地帯を中心に広範囲かつ長期にわたる浸水被害が発生。名古屋市等では地下街で深刻な浸水被害が発生。
- ・濃尾平野等のゼロメートル地帯における、道路、鉄道等の浸水により、重要交通網等が分断。
- ・長期的な浸水に伴う衛生環境が悪化。
- ・浸水が長期化する場合には、中京圏等の我が国大都市圏の都市機能・経済機能が停止することにより、我が国経済・産業活動に悪影響。

③ 全国の鉄道貨物輸送を担う重要な路線での津波浸水

- ・南海トラフ巨大地震により、JR東海道本線の東田子の浦～富士間をはじめ、数箇所で津波浸水による鉄道施設被害が発生。
- ・全国の鉄道貨物輸送量の約38%を占めるJR東海道本線の東西分断が発生することにより、食料品等の生活必需品の流通に影響を及ぼし、社会経

済に甚大な被害が発生。

④ 三大湾における大量のコンテナ・船舶の滞留による港湾機能の低下

- ・ 三大湾地域(東京湾、伊勢湾、大阪湾)の港湾は、全国の外貿コンテナ貨物量の8割、LNG輸入量の7割、原油輸入量の5割を取り扱う等、我が国の経済・産業活動やエネルギー供給の拠点。
- ・ 同地域は、水深が浅く狭隘な地形であるため、津波が襲来した場合、湾内的一部海域に大量のコンテナや船舶が滞留し、経済・産業活動に深刻な打撃を与えるおそれ。

(8) 先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が発生

- ・ 南海トラフ沿いの大規模地震の発生形態は多様であり、一定の時間差を置いて発生した事例も知られている。直近の事例として、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔、1944年の東南海地震・1946年の南海地震では約2年の間隔を置いて発生した。また、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震においては、2日前の3月9日にマグニチュード7.3の地震が発生した。さらに、本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせた。
- ・ 先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合、建築物等の被害、応急対策の支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中の発生による二次災害が生じる可能性がある。
- ・ なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まった場合には「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、想定する大規模地震の発生に備えた防災対応を呼び掛ける仕組みを、令和元年5月から運用しているところである。

第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画

本章では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、南海トラフ巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。

3-1 初動体制の立ち上げ

(1) 活動可能な体制の構築

- 強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、応急活動計画を策定しておくとともに、発災後は、実際の被災状況等(津波警報等の解除に時間を見る場合も含む)に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。
- また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。
- 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた確保や輸送・配分を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。
- ・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク(インタンク)に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、CNG車、電気バス等の普及を図る。
- ・ 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。
- ・ TEC-FORCEやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- ・ TEC-FORCEが迅速に活動できるよう、事前にTEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。
- ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、関係機関との災害協定の締結や協議会を設置する。
- ・ 地方整備局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。
- ・ 確実な初動体制の立ち上げに資するよう、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。また、津波襲来時の一時的な避難場所の確保、行政機能の早期回復を図るための官庁施設における津波対策及び施設管理者による官庁施設の津波防災診断を推進する。さらに、発災時における被害の

状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。

- ・ 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。
- ・ 初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。
- ・ 多重無線装置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複ルート化、システム等のセキュリティ強化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能な環境整備を推進する。
- ・ 地方公共団体が津波予報（津波高）に応じた的確な防災対応を実施できるように、堤防等の施設整備状況などの情報提供を行う。

（2）応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

○ 南海トラフ巨大地震による被災への対応は、国土交通省の現有する活動能力を大きく上回る可能性が高い。

そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。

○ 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。
- ・ 南海トラフ巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 海上保安庁及び関係管区海上保安本部において南海トラフ巨大地震等を

想定した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

(3) 南海トラフ地震臨時情報への対応

- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- また、定められた地震防災応急対応が確実に実施されるよう、防災訓練を実施するとともに、広く一般に対して、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に講じられる措置について周知を行うものとする。
- 詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。

3－2 避難支援（住民等の安全確保）

(1) 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

- 地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約35万棟の家屋が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の整備改善といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

- また、地震の強い揺れに伴い急傾斜地の崩壊が発生すると、家屋の倒壊や崩壊土砂による生き埋め等や、液状化現象による宅地や建物への被

害が生じる。

そのため、国土交通省では、土砂災害防止施設の整備や土砂災害ハザードマップの整備、大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成等の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

- 南海トラフ巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。

- 海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの再生等、耐震化の促進を図る。
- ・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。
- ・ 密集市街地等の整備改善に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
- ・ 地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組みを推進する。
- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査(大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査)及び防止対策を

推進する。

- ・特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。
- ・住民等の避難に資するよう、海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。
- ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、まるごとまちごとハザードマップとして避難路・避難場所や津波浸水高さや津波到達時間等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
- ・津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた技術的な支援等を行う。
- ・ICT等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- ・自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、ITSを活用した取組を推進する。
- ・都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- ・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、密集市街地対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。
- ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援す

る。

- ・ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。
- ・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。

（2）水門等の確実な操作等

- 南海トラフ巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

（3）避難者の受け入れ

- 特に名古屋や大阪等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。
そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

- また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。
- さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設(駅や空港ターミナルビル等)への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体とともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。
- ・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。これらの施設は、災害時の円滑な利用の観点から、平常時に定期的な施設の維持管理を行うとともに、日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図るものとする。

3－3 所管施設・事業者における利用者の安全確保

(1) 列車や航空機等の安全確保

- 南海トラフ巨大地震により、東海道・山陽新幹線で軌道の変位等の被害が発生し、在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。

そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策(新幹線においては更に脱線・逸脱の防止)を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。

- また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。

そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、大津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。

- 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施する。

- バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強

を行うよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。

- ・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。
- ・ 強い揺れが想定される地域にある航空輸送上重要な空港については、発災直後も空港の機能が確保されるよう、優先的に空港の耐震化を進める。
- ・ 非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の業務継続計画(A2-BCP)の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。
- ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保する。
- ・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指導する。
- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

- 特に中京・京阪神地区などの大都市においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている(平日の12時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人(自宅のあるゾーン外への外出者)は、中京圏で約410万人、近畿圏で約660万人に上ると想定される。)。また首都圏においても、一時的に鉄道が不通となり、帰宅困難者の発生が予想さ

れる。

そのため、これに対応するためには周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が不可欠であり、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導及び帰宅困難者対策が適切に行われる必要がある。

- また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在施設等にとどまるよう促すことを基本的な考え方としているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。
- 地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、その他の地域関係者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。
- ・ 地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の策定を支援する。
- ・ 日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト等における発信やJNTOコールセンターにおける多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
- ・ 外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。
- ・ 大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保を促進する。

- ・ 大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、受入拠点の整備に対して支援を行う。
- ・ 災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供する。
- ・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の多言語化を促進する。

(3) エレベーター内の閉じ込めへの対応

- 南海トラフ巨大地震では、長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、エレベーター内の閉じ込めが多数発生すると想定される。そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 早期に閉じ込めの救出がされるよう、閉じ込め救出の担い手の確保等、体制の整備を進める。
- ・ エレベーターへの地震時管制運転装置の設置を促進する。

3－4 被災状況等の把握

(1) ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査

- 南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、SAR観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 自動二輪車や自転車による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。
- ・ 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。
 - 緊急調査の総合調整(結果の集約等を含む)の実施主体
 - 甚大な被害(浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等)が想定される地域
 - 最優先で調査すべき重要な施設等
 - ヘリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント
 - 被災空港における航空機の離発着のための事前調整
 - 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等)
 - 関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有
- ・ 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。
- ・ SAR観測技術やレーザ測量技術、IT技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。

- ・ 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設を進める。
- ・ 各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるよう、体制の確保を図る。
- ・ 被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。
- ・ 衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域配備することにより、南海トラフ地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。

(2) 全国からの T E C – F O R C E 派遣

- 「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後から概ね7日～10日までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「TEC-FORCE活動計画」を策定し、関係機関で共有する。
 - 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
 - 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
 - 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
 - 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
 - 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定

- ・ TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として登録する。また、TEC-FORCEとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
- ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、ICT や IOT の活用等により、TEC-FORCEの災害対応力向上を図る。
- ・ 専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員(非常勤職員)として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図るものとする。
- ・ 他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者をTEC-FORCEアドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。
- ・ 災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、TEC-FORCEパートナーとして位置付け、TEC-FORCEと迅速かつ円滑な連携を図るものとする。
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。また、女性隊員も含めてTEC-FORCE隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。

(3) 住民や事業者等からの情報収集

- 南海トラフ巨大地震は広範囲に被災が及び、国土交通省が現有する情報収集機能が十分発揮されないことも想定されるため、国土交通省は、地

域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
- ・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するためのシステムを開発・導入する。
- ・ 災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

（4）被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有

- 南海トラフ巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（DiMAPS）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、DiMAPS 等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができる DiMAPS を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。
- ・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前に DiMAPS に集約する。
- ・ 関係する防災機関と DiMAPS を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。
- ・ DiMAPS について、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する、被害情報入力プラットフォーム

(DiJEST)を開発・導入することにより、省力化を図る。

3－5 被災者の救命・救助

(1) 沿岸域における被災者の捜索救助活動

- 沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。
- また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。
そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ動員計画を策定する。
- ・ 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。
- ・ 大規模災害等が同時に発生した場合であっても対応できる体制の強化を図るため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備を進める。

(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

- 南海トラフ巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。
そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携を図るとともに、人工衛星画像の活用にも取り組み、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。
- ・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。
- ・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。
- ・ 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。)による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。
- ・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。
- ・ 緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。
- ・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂

回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。

- ・ ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。
- ・ 首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。
- ・ 緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切についても、優先して開放する踏切の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。

(3) 陸海空の総合啓開

○ 発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積等により寸断されると想定されるが、こうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一时刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路(緊急輸送ルート)を迅速に確保する必要がある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開(総合啓開)や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。
 - 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定
 - 想定される広域的な救援等の種類と規模

- 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療(DMAT等)・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点(なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、PA・SA、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)
- 代替機能を有する施設(河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む)
- 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案(複数案)
- 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定
- 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応
- 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備
- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種(レッカー、カッター等)、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。
- ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、法面・盛土の土砂災害防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- ・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。
- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等

を実施する。

- ・ 港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾 BCP の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。
- ・ 空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。
- ・ 国土交通省の保有する車両・資機材の輸送について、自衛隊と連携し、事前に自衛隊航空機等での運搬の可否を検証し、運搬可能な災害対策用機械を把握するとともに、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証を訓練等を通じて行う。こうした連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。

(4) 救命・救助活動の支援

- 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。
そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。
- 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。
そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。
- 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。
- 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機

関からの要請に応じ、救援機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。

- 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム(DiMAPS)の活用を進める。
- ・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の確立や都市公園の整備の支援を進める。
- ・ 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。
- ・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
- ・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。
- ・ 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。
- ・ 北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。
- ・ 定期的に連携強化のための検討会を開催(年2回)するとともに合同図上訓練を実施。
- ・ 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

(5) 孤立集落等への対応支援

- 南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約2,700の集落が孤

立すると想定されているほか、半島・離島が孤立するおそれがある。

そのため、国土交通省は、孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に係わる体制を整理するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に係わる体制を整理する。
- ・ 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。
- ・ 令和6年能登半島地震を踏まえ半島防災の推進を図るとともに、離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。

3－6 被害の拡大防止・軽減

(1) 複合災害への対応

○ 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。

これらの複合災害は、想定され得る条件が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本である。そのため、対応の検討にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮していく必要がある。

○ 二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、道路・鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の被害、土砂災害警戒区域等での被害状況、河道閉塞の発生等の有無について、緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。

- 南海トラフ巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。
そのため、国土交通省は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルートの整備や仮排水路の設置を実施する。
- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つTEC-FORCE隊員を集中的に派遣する。
- また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。
そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。
- 濃尾平野や大阪平野の海拔ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。
そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。
- ・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解対応型遠隔施工重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
- ・ 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する

職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。

- ・ 関係自治体と連携し、南海トラフ巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所について、リモートセンシング（遠隔探査）技術も活用し、被災エリア全体のリスクの把握、リスク評価を実施する。
- ・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。
- ・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。
- ・ 南海トラフ巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される海拔ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。
- ・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
- ・ 複合災害に備えるため、国土交通省が管理していない河川等も含めた面的な情報が必要になると想定されることなどを踏まえ、被災エリア全体のリスクの把握、地域の安全度評価の実施などについて、国土交通省が都道府県や市区町村に技術的な支援ができる仕組みを検討する。また、想定される被害が特に甚大な場合や、時間的な猶予が無い場合などは、国土交通省が積極的にリスク情報の提供や対策の実施をする仕組みについても検討する。
- ・ 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援とともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画（タイムライン）の活用についても検討を進めること。

（2）コンビナート火災・油流出等への対応

- 南海トラフ巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、沿岸部に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に

伴う火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。
- ・ 民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
- ・ 海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。
- ・ 石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。
- ・ 石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。

（3）優先順位に基づく施設の応急復旧

- 南海トラフ巨大地震では、国土交通省が所管する施設等で広範囲にわたり甚大な被災が発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の整備・充実を進める。
- ・ 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等については、南海トラフ巨大地震においても致命的な被

- 害を受けず、簡易な補修で一定の機能を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。
- ・ 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。

(4) 非常災害時における国による港湾の管理等

- 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となつた。

そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。
- 非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。
- 熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。

そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- ・ 大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。

- ・ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾 BCP の改善等の災害対応力強化に取り組む。

（5）被災建築物等応急危険度判定活動

- 南海トラフ巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、関係者と連携し、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
- ・ 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

（6）災害対策用機械の大規模派遣

- 南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。
- ・ 災害対策用機械や遠隔施工機械を運用する技術者や技能者を確保すると

- ともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

3－7 施設等の復旧、被災地域の復興

(1) 施設等の復旧

- 地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。

こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。
- 強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。
- ・ 燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。

- ・ 復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。
- ・ サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。
- ・ 自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。
- ・ また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。
- ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
- ・ 地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。
- ・ 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度(応急公用負担)を規定。

(2) 迅速な復旧に向けた取組

○ 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。
そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する

基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。

- ・ 近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCE による被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するために RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化を図る。
- ・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成 29 年 1 月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。
- ・ 地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業を迅速かつ効率的を実施するため「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」を作成。
- ・ ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。
- ・ 上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
- ・ 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。
- ・ 衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。

- ・ 災害時のがれきや土砂がまちなかに一様に堆積している場合、関係省庁と連携して、被災地方公共団体が一括撤去できるスキームを活用し、被災者の生活や生業の早期再建につながるよう支援する。
- ・ 被災者の生活再建にあたり、罹災証明書の早期交付のため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。
- ・ 令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。

(3) 迅速な復興に向けた支援

- 南海トラフ巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定を推進する。
- ・ 災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。
- ・ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

3－8 被災者・避難者の生活支援

(1) 避難者に必要な物資の広域輸送

- 南海トラフ巨大地震では、最大1,230万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。

- 国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。
- ・ 緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築促進を図る。この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。
- ・ 海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結や地方公共団体向けのマニュアル作成

等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

- ・ 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- ・ 基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環状道路等の整備を推進する。
- ・ 発災時に海上ルートを活用した円滑な支援が可能となるよう、複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための広域港湾 BCP および港湾 BCP の策定を推進する。
- ・ JR貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。
- ・ 防災体制を強化するため道の駅、SA・PA等の防災拠点化を推進する。
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点等や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。
- ・ 首都圏(有明地区、東扇島地区)、近畿圏(堺泉北港埠2区)、中部圏(三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、名古屋飛行場、静岡空港)においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。
- ・ 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。
- ・ 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
- ・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

(2) 避難場所の拡大

- 南海トラフ巨大地震では、最大1,230万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都市公園の整備を支援する。
- ・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。
- ・ 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

(3) 飲料水の確保、支援

- 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。
- 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

(4) 生活用水と衛生環境の確保

- 強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそ

れがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

- また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と平時からの利用を推進する。
- ・ 多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。
- ・ 生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。
- ・ 災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行う。

（5）被災者向け住宅等の供給体制の整備

- 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅(公営住宅、UR賃貸住宅等)等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 応急仮設住宅については、関係団体等に関する情報提供や地方公共団体への連携を促進する。

3-9 被災した地方公共団体支援

(1) リエゾンの派遣

- 南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
- ・ 本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるよう備えておく。
- ・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。
- ・ 気象庁防災対応支援チーム(JETT)を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。
- ・ 被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や

関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

(2) 情報通信機材等の派遣

- 南海トラフ巨大地震における TEC-FORCE 活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

本章では、巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

4-1 強い揺れへの備え

(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等

- 南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約127.9万棟発生すると想定されている。

そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的対策を推進する。

- ・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不十分な住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。
- ・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。
- ・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置の設置を促進する。
- ・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
- ・ 宅地については、大規模な盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を抽出し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を促進する。
- ・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、液状化ハザードマップを作成、公表する取組を促進することにより、住民等の関係者間のリ

スクコミュニケーションの充実を図る。

- ・ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

(2) 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。

そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤改良等の耐震・液状化対策を推進する。
- ・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。
- ・ 地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。
- ・ 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。
- ・ 地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。
- ・ 災害時に系統電力が停止した場合にも一時避難施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。
- ・ 発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震化・液状化対策を推進する。
- ・ 上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に

接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。

- ・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震化・液状化対策を推進する。
- ・港湾においては、耐震強化岸壁に加え臨港道路、航路・泊地等の一連の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性の確保を図る。
- ・空港における護岸の嵩(かさ)上げや排水機能の強化等の浸水対策や空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策を行う。
- ・耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。
- ・発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。
- ・航路標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事を実施する。

- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
 - ・その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策

- 南海トラフ巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の迅速化・高度化を進める。
- 地震観測施設の耐災害性の強化を図る。
- 南海トラフ沿いの地震活動や地殻変動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するため

の体制を維持するものとする。

- ひずみ計や海底基準局を用いた海底地殻変動観測等の海域の観測網をはじめとした、南海トラフ沿いで地震活動及び地殻変動等のモニタリングに必要な観測網の維持・強化を行う。
- 災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網等の耐災害性強化対策を推進する。
- また、広範囲にわたり長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されることから、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や建築物等については、以下の取組を推進する。
 - ・ 長周期地震動による被害の可能性がある場合も緊急地震速報を発表する。また、発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。
 - ・ 超高層建築物等に対して、南海トラフ地震による長周期地震動が想定されるエリアにおいて、長周期地震動の影響を考慮した安全性検証を求め、対策を進める。

(4) 火災対策

- 南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約76.7万棟が焼失すると想定されている。
そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。
 - ・ 海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理を促進する。
 - ・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施し

た。引き続き体制の強化を進める。

(5) 土砂災害対策

- 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。
 - ・ また、地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。

4－2 巨大な津波への備え

(1) 避難路・避難場所の確保等

- 南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約21.5万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るために、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

 - ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。
 - ・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
 - ・ 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。なお、津波避難ビル・津波避難タワーの整備・機能向上にあたっては、自治体が行う津波避難タワー等の整備と一体となつて行う避難環境維持のための施設整備(非常用発電設備、備蓄倉庫、非常

用照明、空調設備、停電時の通信確保等)に対して支援する。

- ・津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
- ・道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
- ・被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。
- ・避難路沿道建築物及び避難所として位置づけられた施設の耐震化を促進する。
- ・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、水道施設及び下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
- ・津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- ・また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に推進する。
- ・市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。
- ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。
- ・東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。
- ・住民等の避難に資するよう、海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、その高精度化に取り組む。
- ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや緊急避難場所等にもなる高台まちづくりの整備を推進する。
- ・津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶

運航事業者における津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促進する。

- ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定(平成29年7月改正)。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。

(2) 津波防災地域づくりの推進

- 津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するために、将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。
- 津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

<都道府県の取組>

- ・基礎調査の実施
- ・津波浸水想定の設定
- ・津波災害警戒区域等の指定

<市町村等の取組>

- ・推進計画の作成
- ・津波ハザードマップの作成
- ・避難訓練の実施
- ・避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
- ・高台等への移転(防災集団移転促進事業等)
- ・津波防護施設の整備・推進

(3) 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

- 南海トラフ巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
 - ・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の侵食対策を推進する。
 - ・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。
 - ・ 地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。
- また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
 - ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

(4) 津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

- 南海トラフ巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保
 - ・ 臨港道路等の整備

(5) 災害対応体制の充実強化

- 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。

(6) 被災想定地域における土地境界の明確化の推進

- 円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。

4-3 防災力強化に向けた日頃からの備え

(1) 防災訓練

- 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。
- また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。
 - ・ 大規模津波防災総合訓練など、南海トラフを震源とする巨大地震を想定した実践的な訓練(図上及び実働)を実施し、関係機関等との連携を図る。
 - ・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
 - ・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
 - ・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
 - ・ 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を

確保するため、BCPに基づく訓練を実施する。

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に關係する職員の研修を強化するものとする。

(2) 防災教育の推進

- インフラ整備の重要性の理解促進や住民の防災意識や早期避難意識の向上に資するため、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
 - ・ 特に学校においては、児童・生徒の防災意識の向上と教員による授業の後押しのため、学習指導要領における学習の単元ごとに対応した指導計画等の作成支援や各地域での授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施する。
 - ・ 防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトにて様々な防災に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介を行うとともに、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示や、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー(教員・児童・生徒等)の利便性向上にむけた改良を行う。
- 地形分類を整備・公表することにより、地域の自然災害リスク情報を周知し、国民の防災意識の醸成を進める。

(3) 防災広報の充実・強化

- 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。
 - ・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等

を入手できる体制を構築。

(4) 担い手の確保・育成

- 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。
- 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。
- 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。
- 令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
- 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と待遇につなげる建設キャリアアップシステム及び、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction2.0」の取組を推進する。
- 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。
- 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参

加を支援するものとする。

- 自治体支援の拡充のため、地震発生後の大震時等における自治体の避難情報の発令判断等に助言・支援できる気象防災アドバイザーを育成する。

《付表》

南海トラフ地震防災対策推進基本計画内における地震防災対策の基本的な施策に関する指標

南海トラフ地震防災対策推進基本計画					
具体目標					
居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合(住宅の耐震化率) <推進地域(市町村(15,000人未満を除く。))>	90%	R5	→	耐震性が不十分なものをおおむね解消	R17※ ※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定
耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合 <推進地域(市町村)>	92%	R5	→	耐震性が不十分なものをおおむね解消	R12
災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策(電力確保のための改修、劣化箇所の改修等)の完了率 <推進地域(市町村)>	0%	R6	→	42%	R12
国土交通省の庁舎等の防災拠点のうち、信頼性の高いネットワーク(大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等)を運用できる防災拠点の整備完了率 <推進地域(市町村)>	30%	R5	→	75%	R12
地方整備局の主要な災害時活動拠点(本局・事務所等)におけるインフラDXネットワーク(高速・大容量の通信環境)への接続完了率 <推進地域(都府県)>	70%	R6	→	100%	R12
緊急地震速報を大きく外すことなく精度良く(震度の誤差が震度階級で±2階級以下)提供した地域の割合 <全国>	89.3%	H28~R2 の平均値	→	92%	R8~R12 の平均値
地震時管制運転装置の設置率 <推進地域(都府県)>	48%	R6	→	70%	R17
地震観測施設の耐災害性強化の完了率 <全国>	41%	R6	→	67%	R12
著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合 <推進地域(市町村)>	0%	R6	→	100%	R12
著しく危険な密集市街地の面積の解消率 <推進地域(市町村)>	61%	R5	→	100%	R12
まちづくり等と一緒にとなった砂防関係施設の整備完了率 <推進地域(市町村)>	31%	R5	→	42%	R12
大規模盛土造成地を有する市区町村における安全性把握調査完了率 <推進地域(市町村)>	8%	R5	→	66%	R12
液状化の発生傾向が比較的強いエリアが含まれる市区町村におけるリスクコミュニケーションの充実に必要な液状化ハザードマップの作成完了率 <推進地域(市町村)>	8%	R6	→	20%	R12
電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率 <推進地域(市町村)>	62%	R5	→	69%	R12
2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策完了率 <推進地域(都府県)>	71%	R4	→	100%	R12
給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 <推進地域(都府県)>	12%	R5	→	32%	R12
水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	45%	R5	→	58%	R12
水道の急所施設である取水施設の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	51%	R5	→	67%	R12
水道の急所施設である浄水施設の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	44%	R5	→	76%	R12
水道の急所施設である配水池の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	69%	R5	→	85%	R12
下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	71%	R5	→	81%	R12
下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	49%	R5	→	63%	R12
下水道の急所施設であるポンプ場の耐震化完了率 <推進地域(都府県)>	45%	R5	→	65%	R12
修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水管路(口径 800mm 以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備の完了率 <推進地域(市町村)>	1%	R6	→	74%	R12
修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 <推進地域(市町村)>	10%	R6	→	100%	R9
上水道事業者及び水道用水供給事業者における危機管理マニュアルの策定率 <推進地域(都府県)>	76%	R4	→	100%	R12

南海トラフ地震防災対策推進基本計画					
具体目標					
緊急輸送道路上の橋梁(りょう)の耐震化率 <推進地域(市町村)>	84%	R5	→	90%	R12
主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率 <推進地域(約 20,000 か所)>	0%	R6	→	34%	R12
重い荷重を支えるラーメン橋台(約 900 か所)の耐震化率(新幹線鉄道以外) <推進地域(約 900 か所)>	28%	R5	→	100%	R9
大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設)の整備完了率 <推進地域(市町村)>	38%	R5	→	46%	R12
航空ネットワークの拠点となる空港における滑走路等の耐震対策の完了率 <推進地域(航空ネットワークの拠点となる 11 空港)>	64%	R6	→	73%	R12
航空ネットワークの拠点となる空港における護岸の嵩(かさ)上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率 <推進地域(航空ネットワークの拠点となる 11 空港)>	45%	R6	→	91%	R12
空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策の完了率 <推進地域(41 空港)>	71%	R6	→	73%	R12
海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 <全国>	90%	R5	→	100%	R7
航路標識のうち、災害時における航路標識の機能異常に対応するため監視装置の導入が必要な航路標識の整備完了率 <全国>	39%	R5	→	100%	R12
航路標識のうち、災害時の信頼性向上及び安定運用に必要な機器等(新光源(LED)機器、耐波浪型 LED 機器、船舶通航信号所関連機器、老朽機器)の整備完了率 <全国>	22%	R5	→	100%	R17
耐災害性の強化(非常用電源設備の設置や情報通信体制の強化等)が必要な海上保安施設等の改修完了率 <全国>	47%	R5	→	79%	R12
ダム等管理設備の耐震整備完了率 <推進地域(市町村)>	80%	R5	→	88%	R12
河川堤防等の地震・津波対策の対策完了率 <推進地域(津波遡上区間が含まれる河川の堤防等の集計値)>	75%	R5	→	81%	R12
水門・樋(ひ)門等の地震・津波対策の対策完了率 <推進地域(津波遡上区間が含まれる河川の水門・樋門等の集計値)>	74%	R5	→	88%	R12
気候変動を踏まえた高潮・津波に対応(必要な堤防高を確保)した海岸堤防等の整備完了率 <推進地域(市町村)>	42%	R5	→	50%	R12
海岸堤防等の耐震対策の完了率 <推進地域(市町村)>	59%	R5	→	64%	R12
水門・陸閘(こう)等の安全な閉鎖体制の確保率 <推進地域(市町村)>	84%	R5	→	100%	R22
津波対策(港湾計画等に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備)を緊急的に行う必要のある港湾の整備完了率 <推進地域(市町村)>	36%	R5	→	61%	R12
防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策(避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備)完了率 <推進地域(市町村)>	48%	R5	→	100%	R12
広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率 <推進地域(市町村)>	15%	R4	→	50%	R12※ ※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定
広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率 <推進地域(市町村)>	31%	R4	→	50%	R12※ ※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定
災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策(津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等)が概成した割合 <推進地域(市町村)>	10%	R5	→	45%	R12
津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 <推進地域(市町村)>	0%	R5	→	100%	R12
津波警報等の更新に用いる冲合の地震・津波観測点の利用率 <全国>	100%	R6	→	100%を維持	R17
事前復興まちづくり計画等の策定完了率 <推進地域(市町村)>	3%	R6	→	9%	R12

南海トラフ地震防災対策推進基本計画					
具体目標					
優先実施地域(土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域を除く地域)における地籍調査の完了率 <推進地域(都府県)>	76%	R5	→	83%	R11
調査対象地域における地籍調査の完了率 <推進地域(都府県)>	48%	R5	→	53%	R11
災害リスク評価の基礎となる平野部における地形分類情報の整備完了率 <推進地域(市町村)>	74%	R6	→	100%	R12
地震時管制運転装置の設置率 <推進地域(都府県)>	48%	R6	→	70%	R17
TEC-FORCE による被災状況把握等の高度化(DiMAPS をはじめとした情報集約ツールの開発等)への対応(訓練・研修・講習の受講)完了率 <全国>	16%	R5	→	100%	R12
緊急輸送道路一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもののうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合 <推進地域(市町村)>	31%	R5	→	50%	R12
道の駅における防災対策(防災上の位置付け(地域防災計画への位置付け))がある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保)の完了率 <推進地域(市町村)>	59%	R5	→	73%	R12
道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率 <推進地域(7ブロック)>	0%	R6	→	100%	R8
直近3年間に航路啓開訓練が実施された緊急確保航路の割合 <南海トラフ地域の水域に存在する航路>	100%	R6	→	100%	毎年度
全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率 <全国>	62%	R6	→	100%	R17
民間物資拠点のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率 <全国>	19.7%	R5	→	50%	R12
地域の実情に応じた公共又は民間の災害用井戸等の代替水源確保の取組を行っている市町村の割合 <推進地域(市町村)>	16%	R6	→	100%	R12
航路標識のうち、災害時の電源喪失対策が必要な航路標識の整備完了率 <全国>	71%	R5	→	100%	R10
国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、直近3年間の港湾 BCP に基づく訓練の実施割合 <推進地域(市町村)>	96%	R5	→	100%	毎年度
鉄道施設の被災状況調査を行う RAIL-FORCE 隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等(対象隊員数: 約 50 人)への参加完了率 <全国>	12%	R6	→	100%	R10
国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム(みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの)を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路における整備完了率 <推進地域(市町村)及び南海トラフ地域の水域に存在する開発保全航路>	13%	R6	→	46%	R12
訪日外国人観光客に対する、災害時情報提供アプリ「Safety tips」を用いた、多言語による緊急地震速報等の災害時の緊急情報の提供率 <全国>	100%	-	→	100%	毎年度
他空港との連携を空港の業務継続計画(A2-BCP)等に位置付けている計画の策定完了率 <推進地域(41空港)>	0%	R6	→	100%	R12
災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の整備完了率 <全国>	6%	R5	→	19%	R12
物流事業者(大企業)における BCP の策定完了率 <全国>	41%	R5	→	100%	R12
物流事業者(中堅企業)における BCP の策定完了率 <全国>	17%	R5	→	100%	R17
定期的な訓練等を踏まえた業務継続計画等の改定率 <推進地域(地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関)>	0%	R6	→	100%	R17
地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 <推進地域(市町村)>	84%	R5	→	86%	R12
緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備完了率 <推進地域(市町村)>	65%	R5	→	76%	R12
電子基準点網における耐災害性強化対策(機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等)の完了率 <推進地域(市町村)>	63%	R5	→	100%	R12